

アメリカ

鉄道満喫の旅アムトラックとパイクスピーク登山鉄道乗車6日間

アメリカ 鉄道満喫アムトラック乗車ツアー旅程 7日間の行程(東京発着)

日次	スケジュール	朝	昼	夜
1	夕方 成田空港発直行便でサンフランシスコへ。 日付変更線通過 午前 サンフランシスコ到着後、バスにて市内観光へ。 ゴールデンゲートブリッジを渡り、フィッシャーマンズワーフでランチ 休憩後、サンフランシスコ名物のケーブルカーにご乗車頂きます。 ケーブルカー博物館入場(約1時間)後、ホテルへ。 市内交通乗り放題バスをお渡ししますので、お客様ご自身で、トラム ケーブルカー、トロリーバス等、存分にお楽しみください。 OPツアー チャイナタウンでの中華ディナーとトレジャーアイランドからの夜景観賞。 [サンフランシスコ泊]	-	-	機 ×
2	07:00 ホテルにて朝食後、バスにてサンフランシスコ エミルビル駅へ。 09:50 待望のAmtrackカリフォルニアゼファー号乗車(寝台車) 優雅な鉄道の旅をごゆっくりおつろぎ下さい。 [車内泊]			
3	04:00 ソルトレイクシティ駅に停車。 ソルトレイクシティを出発すると、いよいよロッキー山脈越え。 岩肌を取り巻くように線路が登って行きます。 19:50 デンバー駅に到着、バスにてホテルへ。 [デンバー泊]			×
4	ホテルにて朝食。 09:00 バスにて、デンバー鉄道博物館へ。 見学後、バスにて、パイクスピークの麓、マニトウスプリングスへ。 12:00 昼食をお召し上がり頂きます。 13:20 パイクスピーク登山鉄道に乗車し、山頂へ。 山頂で眼下に広がる素晴らしい景色をお楽しみ下さい。 16:30 終了後、ホテルへ。 [デンバー泊]			×
5	ホテルにて朝食。 朝 ホテルチェックアウト後、バスにてデンバー空港へ。 デンバー空港発、アメリカ国内乗継便で成田空港へ。 [機内泊]		×	機
6	午後 成田空港着。 通関後、解散。	機		-

上記スケジュールは2010年2月現在のものであり、航空機・バス等交通機関の都合・天候・
現地事情により、旅程が変更になる場合がございます。

当日の列車運行状況により、列車・車両・発着時間が行程より変更になる場合がございます。

ツアー条件・詳細

日程・ご旅行代金:2010年4月1日～4月20日、5月10日～7月16日：¥385,000

別途燃油サーチャージがかかります ¥22,000(2010年2月現在目安)

一人部屋利用時 ¥45,000追加

Amtrack寝台個室一人利用時 ¥35,000追加

2名個室を1名様でのご利用になり、他のお客様と同じ個室になることはございません。

米国入国に際して電子渡航認証システム「ESTA」の申請が必要となります。

利用航空会社:全日空、日本航空、アメリカン航空、ユナイテッド航空、デルタ航空のいずれか
エコノミークラス

募集人員:6名 最少催人員:2名

添乗員:同行致しません。現地ガイドがご案内致します。

食事条件:朝食4回、昼食4回、夕食1回(Amtrack利用時車内の食事を含み、機内食除く)

利用予定ホテル

サンフランシスコ:ホリデーインシビックセンターホテル、ホテルウィットコム又は同等クラス

デンバー:ホリデーインエクスプレス、又は同等クラス

バスタブがなくシャワーのみのお部屋になる場合がございます。

2名様のご利用でもダブルベッドが1台のみのお部屋になる場合がございます。



霧に煙る
ゴールデンゲートブリッジ



サンフランシスコケーブルカー



荒涼とした大地を駆け抜ける
カリフォルニアゼファー号



パイクスピークコグレイル
(登山鉄道)

旅行企画・主催・お申し込み先

株式会社ボーダレス

〒105-0004 東京都港区新橋2-2-5 丸山ビル3F

観光庁長官登録旅行業 第1605号

電話:03-3539-5363(NaviTour)

FAX:03-3539-5368

WEB: <http://www.navitour.jp>

E-Mail: contact@navitour.jp



ご旅行条件(要約) お申し込み前に必ずお読み下さい。

1 募集型企画旅行契約
 (1) この旅行は、株式会社ボーダレス(以下「当社」といいます。))が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。
 (2) 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ(以下「契約書面」といいます。))・本旅行条件書・出発前にお渡りする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」といいます。))によります。但し、海外発着のものは、当社特定海外旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
 (3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを行います。
 2 旅行契約のお申し込み・ご予約
 (1) 1当社、2旅行業法で規定された「受託営業所」(以下1,2を併せて「当社」といいます。))のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の方法にてお客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。
 (2) ご来店の場合、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。
 (3) 当社らは電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付ける場合がございます。この場合、契約はご予約の時点で成立してあらず、当社らがご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いまたは会員番号(クレジットカード番号)を通知していただきます。この期間内に、申込金を提出されなかった場合、または会員番号(クレジットカード番号)を通知しない場合、当社にはお申し込みがなかったものとして取り扱いたします。
 (4) 申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後述する「お支払い対象旅行代金」・「取消料」・「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱いたします。

区分	申込金(お一人様)
ご旅行代金が30万円以上	5万円以上、ご旅行代金まで
ご旅行代金が15万円以上30万円未満	3万円以上、ご旅行代金まで
ご旅行代金が15万円未満	2万円以上、ご旅行代金まで

但し、特定期間、特定コースにつきましては別途募集パンフレットまたはホームページに定めるところによります。上記表内の「旅行代金」とは、第7項の「お支払い対象旅行代金」をいいます

3 お申し込み条件
 (1) 旅行開始日時で15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件といたします(但し一部のコースを除きます。)。なお、15歳以上20歳未満の方のご参加は、親権者の同意書が必要です。
 (2) 旅行のお申し込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。この場合医師の健康診断書を提出していただく場合がございます。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担といたします。
 4 旅行代金のお支払い
 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の前日または前々日までに前にお支払いいただきます。
 5 契約書面と最終旅行日程表の渡し
 (1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。
 (2) 当社らはあらかじめ本項(1)の契約書面を補充する書面として、お客様に、集合時刻・場所、最低限日本発着時に利用する運送機関の名称及び便名、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡りするよう努めますが、年末年始やゴールデンウィークなど特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日にお渡しする場合がございます。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。但し、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。
 (3) 当社らは、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
 (4) 本項(3)の場合、お客様の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社らの使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認いたします。

6 お支払い対象旅行代金
 「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットまたはホームページの価格表示欄に「旅行代金」として表示した金額と「追加代金」として表示した金額の合計金額から「割引代金」として表示した金額を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
 7 旅行代金に含まれるもの
 (1) 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道など利用運送機関の運賃。(コースにより等級が異なります。等級が選択できるコースでは募集パンフレットまたはホームページに明示いたします。)
 (2) 旅行日程に明示した送迎(空港・駅・埠頭と宿泊場所間)、都市間の移動のバス、車などの料金。
 (3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス・車などの料金、ガイド料金、入場料など)。
 (4) 旅行日程に明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(募集パンフレット、ホームページなどに特に別途記載のない限り、2人部屋に2名様または3名様を基準といたします。)
 (5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。
 (6) 1名様1人につき1個の荷物運搬料金(航空機で運搬の場合は1名様20kgが原則となっておりますが、等級や方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください。)、手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがないなどの理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合がございます。
 (7) 添乗員同行コースの添乗員同行費用。
 (8) 団体行動中のチップ。
 上記(1)～(8)の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
 8 旅行代金に含まれないもの
 第7項の他は旅行代金に含まれておりません。その一部を以下に例示いたします。
 (1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)。
 (2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他追加飲食など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。
 (3) 傷害、疾病に関する医療費など。
 (4) 渡航手続諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・傷害疾病保険料及び渡航手続代行料金)。
 (5) 日本国内の空港施設使用料(但し、募集パンフレットまたはホームページ上で当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます。)
 (6) 旅行日程中の空港税・出国税・国際旅客航路料及びこれに類する諸税・料金(日本国内通行税を含む。)(但し、募集パンフレットまたはホームページ上で当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます。)
 (7) 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージなど)。
 (8) 日本国内における自宅から発着空港など集合・解散地点までの交通費、日本国内での宿泊費など。
 (9) 一人部屋を使用される場合の追加代金。
 (10) 希望者のみが参加するオプションツアー(別途料金の小旅行)などの料金。

9 旅行契約内容の変更
 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航(運行)計画にない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し旅行日程、旅行サービスの内容を変更する場合がございます。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。
 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

10 お客様の交替
 (1) お客様は万一方の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、この場合、お客様は所定の事項を記入のうえ、所定の用紙を当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料としてお客様1名様あたり1万円をお支払いいただきます(但し、取消料対象期間外の場合を除きます。)
 (2) 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社が受理した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお、当社は、コース・時期などにより当該交替をお受けできない場合がございます。
 11 旅行契約の解除・払い戻し
 (1) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受けいたします。
 取消料の対象となる旅行代金とは第6項の追加・割引代金を含めた「お支払い旅行代金」になります。コース又は、出発日を変更された場合も下記の取消料の対象となります。

ご旅行契約解除の日	取り消し手数料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	ピーク時…ご旅行代金の10%(5万円上限)
40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	ピーク時以外…無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	ご旅行代金が30万円以上……………5万円
30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	ご旅行代金が15万円以上30万円未満…3万円
	ご旅行代金が10万円以上15万円未満…2万円
	ご旅行代金が10万円未満…ご旅行代金の20%
ご旅行開始日の前々日及び前日	ご旅行代金の30%
ご旅行開始日当日	ご旅行代金の50%
ご旅行開始後または無連絡不参加	ご旅行代金の100%

ピーク時は、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日をいいます。
 (2) 当社の解除権
 a お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 b お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 d お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 e お客様の数が募集パンフレットまたはホームページに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合はピーク時に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止を通知いたします。
 f 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

12 当社の責任
 (1) 当社は、旅行契約の履行に当って、当社または当社が手配を代行者とした者(以下「手配代行者」といいます。))が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生日の翌日より起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
 (2) お客様が次に掲げられるような理由により、損害を被られた場合については、原則として本項(1)の責任を負うものではありません。
 a 天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 b 運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、またはこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 c 官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離。
 d 自由行動中の事故。
 e 食中毒。
 f 盗難。
 g 運送機関の遅延・不通・経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的滞滞在時間の短縮。
 (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず損害発生日の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名様につき15万円を限度(当社の故意または重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

13 特別補償
 (1) 当社は第9項(1)の規定に基づき当社の責任が生じるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」の定めるところにより、当社が実施する海外募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に損害を被ったときは、一定の保証金および見舞金を支払います。
 14 旅行保証
 当社は、旅行行程内容の重要な変更が生じた場合は、約款の規定により変更補償金をお客様にお支払いいたします。
 変更補償金は、変更内容に応じて旅行代金の15%を上限と致します。

15 お客様の責任
 (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
 (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
 (3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。
 16 旅行条件の基準日について
 この旅行条件は、2009年3月17日現在有効な料金、航空運賃、適用規制を基準として算出しております。
 17 個人情報のお取り扱いについて
 旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行に必要な運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
 18 その他
 (1) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内する場合がございますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
 (2) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

お問い合わせ お申し込み先
株式会社ボーダレス
 〒105-0004 東京都港区新橋2-2-5 丸山ビル3F
 観光庁長官登録旅行業 第1605号
 電話：03-3539-5363(NaviTour) FAX：03-3539-5368
 WEB：http://www.navitour.jp E-Mail：contact@navitour.jp

